

「公益通報」って何ですか？

簡単に言うと、労働者が、職場で発生している又は発生の可能性がある法令違反行為を不正の目的でなく通報することをいいます。



「公益通報受付・相談窓口」って何ですか？

本大学の教職員等(臨時職員や派遣労働者などを含む)から、法令違反についての通報や相談を受け付ける窓口です。必要に応じて調査や是正措置などを行い、通報・相談内容の解決を図っています。



不利益な扱いは受けないでしょうか？

通報したことで、解雇や降格、減給されるといったことは一切ありません。このような報復行為は法律で禁止されています。



公益通報受付・相談窓口

下記のいずれかの窓口にご連絡ください

学外窓口

● 面談・電話・FAX・電子メール・書面郵送 ●

光和総合法律事務所

日本大学公益通報学外窓口担当弁護士

〒107-0052 東京都港区赤坂4-7-15 陽栄光和ビル5階

※受付時間 10:00 ~ 16:00(平日のみ)

新型コロナウイルス感染防止対策のため、受付時間を変更する可能性があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

TEL **03-5562-2521**

FAX **03-5562-2522**

e-mail

gakugai-tsuho@nihon-u.ac.jp

件名に「公益通報」と記載してください。

● 学外窓口利用における注意事項 ●

- ・面談を希望する場合は、事前に電話で面談日時を相談してください。面談場所は、上記法律事務所内です。
- ・電話による受付については、受付時間帯に直ちに対応ができない場合があることをご了承ください。
- ・学外窓口は、公益通報に関する受付・相談窓口であり、弁護士への法律相談等を実施するものではありません(法律相談等はお受けできません)。

学内窓口

日本大学 公益通報受付・相談窓口

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24 TEL 03-3221-2563

詳細は以下のホームページよりご確認ください。

日本大学 公益通報



※ なお、人権侵害やハラスメントに関する相談は
人権相談オフィス(03-3221-2562)にご連絡ください。

2022

「これって法令違反？」 そんなときは……



相談窓口



日本大学
公益通報受付・相談窓口

にご連絡ください

日本大学では、通報体制の整備に向けて現在検討を行っています。

一人で抱え込まずに、まずは相談してください



通報したことは、
秘密にしてもらえますか？

通報者が誰であるか、何を通報したかなどは、公益通報者保護法及び本学公益通報者保護制度により保護されます。通報者の承諾を得ずに第三者に氏名を開示することはありませんので、安心して連絡してください。



匿名でも通報できますか？

匿名でも通報は受け付けますが、できるだけ実名での通報をお願いします。匿名の場合は、調査等を適切に行うことができない場合や、結果などをお知らせできない場合があります。



通報はどのように処理されますか？

通報を受け付けると、次のように処理されます。

公益通報受付・相談窓口

電話、電子メール、FAX、書面、面談で通報・相談を受け付けます。「いつ」「どこで」「何を」「どのように」「何のために」「なぜ生じたのか」を整理してください。



通報者は保護されます。安心して相談してください。

調査実施の
必要性を検討



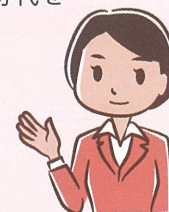
どんなことを通報できますか？

たとえば、次のようなことが通報できます。

- 上司が業者に相見積もりを頼んだところ、「他の業者の金額を教えてください」と持ちかけられ、金額を教えて謝礼を受け取っていた。
- ゼミの教授が調査に必要なと名目で、学生から頻繁にお金を集めるが、用途が不明だ。
- 医療過誤があったが、カルテを改ざんして隠蔽しているようだ。
- 業者に架空の取引を指示して、物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の書類を作成して、大学に代金を支払わせた。

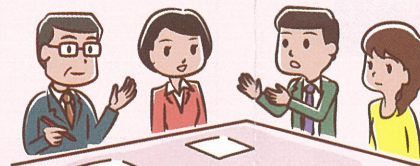
- 学会誌に載っている他人の論文を盗用し、論文を作成している人がいる。
- 所属長の命令で時間外労働をしたにもかかわらず、相当の手当が支払われない。
- 同僚が、職場の近くに引っ越したにもかかわらず、住所変更の手続きをせずに、何年も定期券代を受け取っているようだ。

※実際に法令違反が起きている場合だけでなく、「このままでは、法令違反が起きてしまう」といった場合にも通報が可能です。



調査・是正措置

法令違反が判明した場合は、是正措置と再発防止策を講じます。必要に応じ、関係者の処分や関係行政機関への報告をします。



結果通知

是正措置の結果を通報者に連絡します。連絡の内容、方法などは被通報者や調査に協力した方の信用・名誉・プライバシーにも配慮します。

フォローアップ

是正措置が適切に機能し、問題が再発していないかを確認します。必要に応じて新たな是正措置を講じ、問題の解決に努めます。

